

# フロン通信

## 自立支援教室を実施しました あなた自身と家族のために今できることをしよう

令和6年11月20日	水曜日午後 2 時 ~ 3 時 3 0 分
令和6年11月27日	丸井志木 8 階仮設会議室にて
令和6年12月 4日	お口や心の健康・身の回りの整理など について一緒に考えてみませんか？ 6 回連続で様々ことを学びました。
令和6年12月11日	
令和6年12月18日	
令和6年12月25日	

次回は令和7年2月を予定しています。内容は決まり次第お知らせします。

### レク体操



### レク体操



### ACP (人生会議)



### 口腔ケアと肺炎予防



# 成年後見制度について



もの忘れが多くて  
お金を ついつい 使ってしまう



親が残してくれた  
お金や家などを  
どうしたらよいか わからない

成年後見人などがお手伝いします!

お金の出し入れを  
いっしょに考えてくれたり、  
保険料や税金の支払を  
手伝ってくれたりします。



成年後見人などがお手伝いします!

あなたといっしょに  
遺産の分け方を話しあったり、  
必要があれば土地や建物を  
売ったりしてくれます。



「成年後見はやわかり 厚生労働省」参照 <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

## 成年後見制度 Q&A

Q1 どんな人が成年後見人等になれるの？

A1 親族や司法書士などの専門職、市民後見人など

Q2 成年後見人にお願いできることは？

A2 身上監護、財産管理、契約締結、身元引受などです。

Q3 反対にお願いできないことは？

A3 身の回りのお世話、直接介護、手術の同意などです。

Q4 お金は自由になるの？

A4 日用品の購入は自由ですが、定期預金の解約や不動産の売却など大きな金額を動かすことは相談が必要です。

Q5 後見人を変更することはできる？

A5 原則的には不可ですが、苦情相談窓口があります。

Q6 成年後見制度の利用を途中でやめることはできる？

A6 出来ません。（症状が改善した場合は別です）

ご相談は後見ネットワークセンターもしくはブロンまで

高齢者あんしん相談センターブロン  
(地域包括支援センターブロン)

志木市本町2-10-50  
電話048-486-0003  
FAX048-486-4087  
Mail anshin-bron@bron.or.jp



介護・福祉・健康・医療など暮らしの相談窓口です